

## 葛飾区監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年度第3回定期監査（出先機関等）及び第2回工事監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年5月24日

葛飾区監査委員	今 關 総一郎
同	反 町 直 志
同	工 藤 きくじ
同	江 口 ひさみ

令和3年度第3回定期監査（出先機関等）  
の結果に基づき講じた措置について

1 契約事務を適正に行うべきもの

**【指摘事項】 契約変更手続の遅延・履行実績のない支払** （シニア活動支援センター）

「憩い交流館等事業委託」（189,882円）について、講座の中止や延期に伴う契約変更手続を、中止や延期を決定した令和2年6月1日、9月1日、11月16日までにはそれぞれ行わなければならなかったが、令和3年3月31日になってから手続を行っていた。また、講座の中止や延期で実績がないときにも、当初の契約どおりの金額を支払っていた。

葛飾区契約事務規則第43条により、「契約担当者は、競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。」とされ、さらに同規則第74条の2では、「契約の締結の請求、通知等の経理については、別に定める場合を除き、財務会計システムにより行うものとする。」とされている。

また、支出に当たっては、仕様書、その他の関係書類に基づき、その内容及び数量について検査を行い、債務が確定していることを確認する必要がある。

規定に従った事務処理を遵守するとともに、不適切な事務等が発生しない事務処理手順及びチェック体制を構築されたい。

**【講じた措置】**

今回の指摘事項における問題は、本来ならば事務契約の変更が生じるたびに、適切に対応しなかったこと及びチェック体制が構築されていなかったことが原因である。

今後、このようなことを起こすことがないように、課内で本事例に関する問題共有を図りながら、次のことを実践し、再発防止に努めていく。

- (1) 契約変更の必要性を把握した時点で速やかに必要な手続を行えるように、課内で契約事務の手順を再確認することや、職員に契約事務に係る研修の計画的な受講を促し、その内容を課内に周知することなど、日頃から契約事務に係る情報共有の強化や契約事務規則を遵守した事務処理の徹底を図った。
- (2) 講座の中止や延期に伴う契約変更手続の漏れを防止するため、課内で作成している「事業執行管理表」に講座の実施状況を記載することとしたほか、支出負担行為にかかる職員（庶務担当、所長、係長及び課長）が定期的に「事業執行管理表」に基づき進捗状況の確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めていく。特に、次の3点に留意のうえ課内で実践していく。
  - ①講座の開催状況及び実績を複数の職員により、定期的に確認・チェックする。
  - ②年間支払い時期を適正に管理する。
  - ③適切な処理方法について、確認のうえ徹底する。

## 令和3年度第2回工事監査の結果に基づき講じた措置について

### 1 工事費の積算を適正に行うべきもの

#### **【指摘事項】 過大又は過小な工事費の積算** (営繕課)

葛飾区立本田中学校外構整備工事（葛飾区東立石四丁目7番1号 工期：令和3年3月29日から令和3年8月31日まで 契約金額（153,340,000円）は校舎の建替えに伴う校庭、外構、付属の体育倉庫棟の工事である。

このうち、体育倉庫棟の仮設足場及び危害防止シート面積を誤って計上していたため、約410,000円の過小積算になっていた。

また、地盤改良費の数量を誤って計上していたため、約207,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

#### **【講じた措置】**

今回指摘の積算数量の間違えによる過小積算、過大積算については、設計担当者の確認不足と、積算照査の不足が主な原因であり、今後このようなことがないように次のことを徹底し、再発防止に努める。

- (1) 起工時に使用するチェックシートに関してチェック項目の修正及び項目を確認する際の参照資料を追加記載する。
- (2) 定期的な積算勉強会を開催するとともに、チェック担当者間での手順の再確認や類似積算事例を共有し、チェック体制の強化に努めていく。